

大牟田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る
受領委任払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条、第45条、第56条及び第57条の規定に基づき大牟田市が行う福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給に係る受領委任払に関し必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払)

第2条 大牟田市は、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が特定福祉用具（法第44条及び第56条に規定する特定福祉用具をいう。）の購入又は住宅の改修（法第45条及び第57条に規定する住宅改修をいう。）以下「福祉用具購入等サービス」という。）を行うもの（以下「サービス事業者」という。）から当該サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者等が当該サービス事業者を支払うべき当該福祉用具購入等サービスに要した費用について、当該居宅要介護被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該サービス事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

(対象者)

第3条 受領委任払により福祉用具購入費等の支給を受けることができる者（以下「受領委任払対象者」という。）は、居宅要介護被保険者等であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福祉用具購入等サービスを受けようとするときにおいて、保険料の滞納がない者
- (2) サービス事業者に対し、福祉用具購入費等の支給申請及び受領に関する権限を委任している者

(特定福祉用具購入費受領委任払い対象事業者)

第4条 受領委任払により福祉用具購入費の支給を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福岡県、福岡市、北九州市又は久留米市のいずれかにより特定福祉用具販売事業者として指定を受けている者
- (2) 次のいずれにも該当しない者

- ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力

- 団員をいう。以下同じ。) が事業主、役員又は役員以外で支店若しくは営業所を代表する職に就任している法人等
- ② 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人等
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引等に係る契約を締結している者
 - ⑤ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- (3) その他市長が特に受領委任払をすることが適当でないとするものでない者
- (住宅改修費受領委任払い対象事業者)

第5条 受領委任払により住宅改修費の支給を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 前条(2)及び(3)に該当する者
 - (2) あらかじめ大牟田市と書面により受領委任払に関する契約を締結している者
 - (3) 大牟田市が適当と認める各種講習を受講しているもの又は大牟田市が適当と認める資格を取得しているもの
 - (4) 以前に大牟田市との受領委任払に関する契約を解除されたものにあつては、当該解除の日から5年を経過している者
- (利用の承認)

第6条 受領委任払対象者は、受領委任払により住宅改修費の支給を受けようとするときは、事前に市長に申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用者負担額)

第7条 受領委任払対象者は、サービス事業者から福祉用具購入等サービスの提供を受けたときは、当該サービスに要した費用から福祉用具購入費等の支給を受けることができる額を差し引いた額を当該サービス事業者に支払うものとする。

(受領委任払の支給申請及び決定)

第8条 サービス事業者は、福祉用具購入等サービスを提供したときは、受領委任払支給申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に支給を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、当該申請をしたサービス事業者及び当該福祉用具購入等サービスの提供を受けた受領委任払対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、サービス事業者が虚偽又は不正な手段により受領委任払による支給を受けたときは、当該サービス事業者に対し、当該虚偽又は不正な手段により支給を受けた額に年5分の利息を付けて返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、受領委任払に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。